

授業料減免申請手続を行う学生へ

教務学生課

減免申請の審査基準に基づき減額・免除の措置が受けられるのは、申請者の半分以下でしかありません。

減免申請の際は、「しおり」に記載されているように多くの証明書類が必要です。各種証明書類は、費用負担が生じるもので、一回の申請につき数千円の費用がかかる場合があります。

そのため教務学生課では、学生のみなさんの費用負担の軽減のため、申請に際しての注意事項を下記のとおり作成しましたので、参考にしてください。

記

- ・ **家族全員**の所得合計が **200万円**を超えている場合は、世帯人数や、その他の要因にも左右されますが、ほとんど該当しません。
- ・ 奨学金も所得として算定され、住宅ローンやその他借入金の返済は考慮されません。
- ・ 家族が多い場合や、本人以外に就学者がいる場合、家族に病気・障がいを持つ方がいる場合には、200万円以上の所得でも該当する場合があります。
- ・ 前回免除又は減額であっても、家計状況の変化等によっては今回もそうなるとは限りません。
逆に、前回該当しなかった方も家計や家族状況の変化により、該当する可能性もあります。
- ・ 奨学金の貸与を受けている場合、減免の可能性は低くなります。

※参考

正規授業料 半期分：267,900円 減額：133,950円
申請結果が減額及び不承認となった者は、決定から15日以内に上記金額を納めなければなりません。

よくある質問Q&A

Q1:授業料免除の書類提出期限を過ぎました。提出期限後に受け付けてもらうことはできますか？

A1:期限内に書類を提出している他の申請者との公平性を踏まえ、期限を過ぎた申請は受け付けていません。万一、特別な事情により遅れそうな場合は、必ず事前に担当者に相談してください。

Q2: 必要書類がそろっていないのですが、受付できますか？

A2: 期限までに必要書類がそろっていない場合、受付はできません。

窓口での申請時に書類不備が発覚することもありますので、早めの申請をお勧めします。特別な事情により入手困難な書類がある場合は、**事前に**相談してください。

Q3: 申請書は、家族が記入しても良いですか？

A3: 申請書は、申請者である学生本人が、家庭の状況を把握した上で、記入していただくことになっております。記載内容について聞き取りや質問をすることもありますので、応じることができるよう事前準備してください。

Q4: 母子(父子)家庭なのですが、授業料免除を受けられますか？

A4: 母子(父子)家庭など、特別な事情のみによって授業料が免除されることはありません。家庭に特別な事情がある場合でも、家計基準と学力基準の両方を満たす必要があります。

Q5: 源泉徴収票や確定申告書を提出したので、所得証明書は提出しなくてもよいですか？

A5: 所得証明書は申請者とその家族全員分提出する必要があります。申請者本人及び無職の者も含む家族全員分(中学生以下は除く)を提出してください。

Q6: 兄が令和6年4月より就職しました。昨年の収入はありませんので所得証明書は提出しなくてもよいですか？

A6: 所得証明書は申請者とその家族全員分提出する必要があります。昨年無収入でも提出してください。あわせて、職場から年収支払(見込)証明書を取り寄せ提出してください。

Q7: 同居する兄が令和8年4月より就職しました。就職先が発行した年収支払(見込)証明書を提出したので、所得証明書は提出しなくてもよいですか？

A7: 所得証明書は申請者とその家族全員分(中学生以下は除く)提出する必要があります。昨年無収入であっても、また、就職(転職含む)により、年収支払証明書を提出する場合であっても、併せて所得証明書を提出してください。

なお、就職し、かつ、生計を別にしている(別居し、経済的に自立している)兄弟については、家庭状況調書への記入並びに各種証明書を提出する必要はません。

Q8: 母が専業主婦で収入がありません。所得証明書は提出しなくてもよいですか？

A8: 所得証明書は申請者とその家族全員分提出する必要があります。無収入でも提出してください。あわせて、無職証明書を取り寄せ提出してください(失業保険受給中、障害等による無職を除く)。

Q9: 入学料減免を申請しました。証明書類はまた提出しなくてはいけませんか？

A9: 別の申請ですので、前期授業料減免申請においても新たに取り寄せて提出してください。

Q10: 審査結果の通知はいつですか？

A10: 前期分は5月～6月(予定)、後期分は11月(予定)に、申請者へ郵送します。減免不承認及び1/2以内減額者は納付書郵送先に送付します。

Q11: 申請書を受け付けてもらいましたが、これで申請は完了しているのですか？

A11: 当該期の結果通知まで、申請は完了していません。学校で受理した申請書は、学内での審査を経て沖縄県立芸術大学理事長が減免を決定します。結果通知の直前まで審査は行われており、追加書類の提出を求められる場合もあります。求められた書類を提出しない等、申請者としての義務を怠った場合、申請が無効となってしまいます。受付後も担当者からの連絡には速やかに対応できるよう、ご注意ください。なお、連絡は申請者本人に行います。

[教務学生課 TEL: 882-5080]